

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成30年11月9日京都市条例第28号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）瓜生山学園地区地区計画の変更により、当該地区計画の区域の地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区における建築物の用途の制限のうち建築することができる建築物に保育所を加えることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第28号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正
する。

別表第2 瓜生山学園地区の項中 「
(3) 前2号の建築物に付属するもの を
(4) バス停留所の上屋
」

「
(3) 保育所
(4) 前3号の建築物に付属するもの に改める。
(5) バス停留所の上屋
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)